

あなたの総トン数、20トン以上になっていませんか？

## 総トン数が増えたとする改造を行うと測度が必要です！

小型船舶に改造を行い総トン数が増えたとすると小型船舶検査機構(小型漁船は都道府県)での手続きが必要となるほか、総トン数が20トン以上になると、運輸局による測度等が必要となります。手続きを怠ると、罰則が適用となることがあります。自己点検表を参考に確認をお願いします。

また、運輸局では、立入検査の実施等により総トン数の適正化を図っています。立入検査の際には、メジャーによる実測を行う場合がありますので御協力をお願いします。

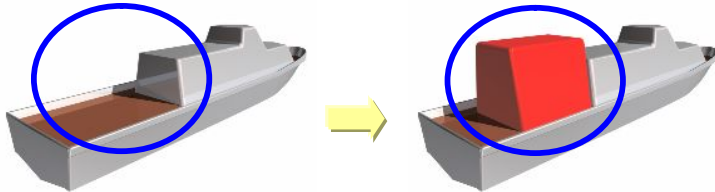
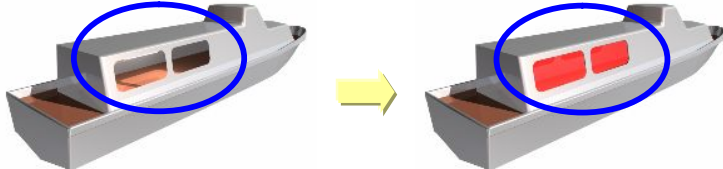
なお、総トン数等に関する問い合わせ、ご相談は、下記において受け付けております。

近畿運輸局 海上安全環境部 海事技術専門官(船舶測度官)

大阪市中央区大手前4-1-76 電話06(6949)6422 Fax.06(6949)6528

【参考】

### 自己点検表(小型船舶用)

船名	船舶番号	
総トン数	船質	
船舶所有者(運航者)		
点検項目		点検結果
1. 閉囲場所(船体、上部構造物(甲板室及び覆い等))及び除外場所(開口を有する上部構造物等)		
閉囲場所	<p>甲板室等の新設、増設又は撤去を行っていませんか。</p> 	適 / 否
除外場所	<p>開口を閉鎖等していませんか。</p> 	適 / 否
2. 表示事項		
船舶番号	<p>船舶番号は適切に表示されていますか。</p> <p>例: <input type="text" value="235-...123"/> <input type="text" value="神奈川"/></p>	適 / 否
船体識別番号	<p>船体識別番号は船尾外板等に適切に表示されていますか。</p> <p>例: <input type="text" value="HL-HXAB74A33G293"/> 又は <input type="text" value="JP-MLIT0123456A"/></p>	適 / 否